

子ども家庭教育支援センターについて

健康福祉部子育て支援課

I 東御市が目指す姿

1 支援を要するすべての子どもの「切れ目ない支援」の実現

- (1) 妊娠期から概ね18歳までの支援を要するすべての子ども及びその家庭を対象に、「子ども支援」軸と「家庭支援」軸で継続的かつ包括的支援を行う。
- (2) 子育てにおける保護者の養育力を高め、又は補う支援を行う。
- (3) 4課（福祉課・教育課・健康保健課・子育て支援課）及び関係機関（社会福祉協議会など）が連携するとともに、地域資源を活用した支援の強化を図る。

2 位置付け

(1) 第2期東御市子ども・子育て支援事業計画（令和元年度策定）

- ア 子育て家庭への細やかな支援の充実
- イ 障がい児福祉の充実
- ウ 虐待防止の推進
- エ 子どもの貧困対策の推進

(2) 東御市教育大綱（平成31年4月改定）

- ア 豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進
- イ 不登校対策、特別支援教育の推進

II 主な業務

1 子ども家庭教育支援全般に係る業務

- (1) 実情の把握
- (2) 情報の提供
- (3) 相談等への対応（※相談の種別は2ページのとおり）
- (4) 総合調整

2 虐待予防・早期発見に視点を置いた支援

- (1) 相談・通告の受付
- (2) 受理会議（緊急受理会議）
- (3) 調査
- (4) アセスメント
- (5) 支援計画の作成
- (6) 支援・指導
- (7) 児童記録表の作成
- (8) 進行管理及び支援の終結

3 特定妊婦等への支援業務

- (1) 若年妊婦
- (2) 精神的に不安定な妊婦（精神科受診歴の有無、発達障害の有無）
- (3) 予期しない妊娠・計画していない妊娠をした妊婦
- (4) 経済的に不安定な妊婦（若年・未婚・未就労）
- (5) 産科未受診の妊婦
- (6) 被虐待歴、DV 等

4 里親・養子縁組家庭への支援

5 「状況確認ができない児童」への対応 等

※相談の種別

(1) 保健相談

特定妊婦、低出生体重児、多胎児、先天性疾患児、産後うつ病、強い育児不安、障害児の養育など、児童とその保護者に係る保健相談

(2) 教育・育成相談

子育て相談（育児・しつけ相談）、不登校等、ひきこもり、いじめ、学習支援など、教育、育成に係る相談

(3) 障害相談

障害全般における相談

ア 障害が疑われるときからの関わり

イ 障害の診断、受容への寄り添い

ウ 福祉サービスの調整・支給

エ 養育者支援

(4) 養護相談

養育困難、離婚、ひとり親、里親、養子縁組

(5) 非行相談

不良行為、ぐ犯行為、触法行為

III 具体的な取り組み

1 子ども・子育ての包括的な相談窓口

子どもの発達や子育てに係わる相談についてワンストップで受け止め、適切な関係機関に繋ぎつつ、一緒に解決を図る。

2 保護者の養育力を高める、又は補う支援

児童虐待予防や早期発見を強化し、親子の愛着形成や親子関係の改善を図るため、保護者への寄り添い支援を行う。

また、現状において課題の生じている家庭への包括的支援の継続、新規発生事案への早期対応を行う。

3 要保護児童対策地域協議会の運営

虐待等により養育が適切に行われていない家庭への支援及び緊急事案に関しては、児童相談所や警察と連携し対応する。

4 家庭・学校支援の充実

子どもの問題行動や養育の課題を原因とする不登校やその傾向にある子ども及びその家庭に対し、学校と連携した支援を行う。また、中学卒業後の家居や高校中退者等に対し、学習の場や社会とつながる場へつなぐとともに、引きこもりへの移行阻止のための支援を行う。

5 情報集約・共有による連携強化

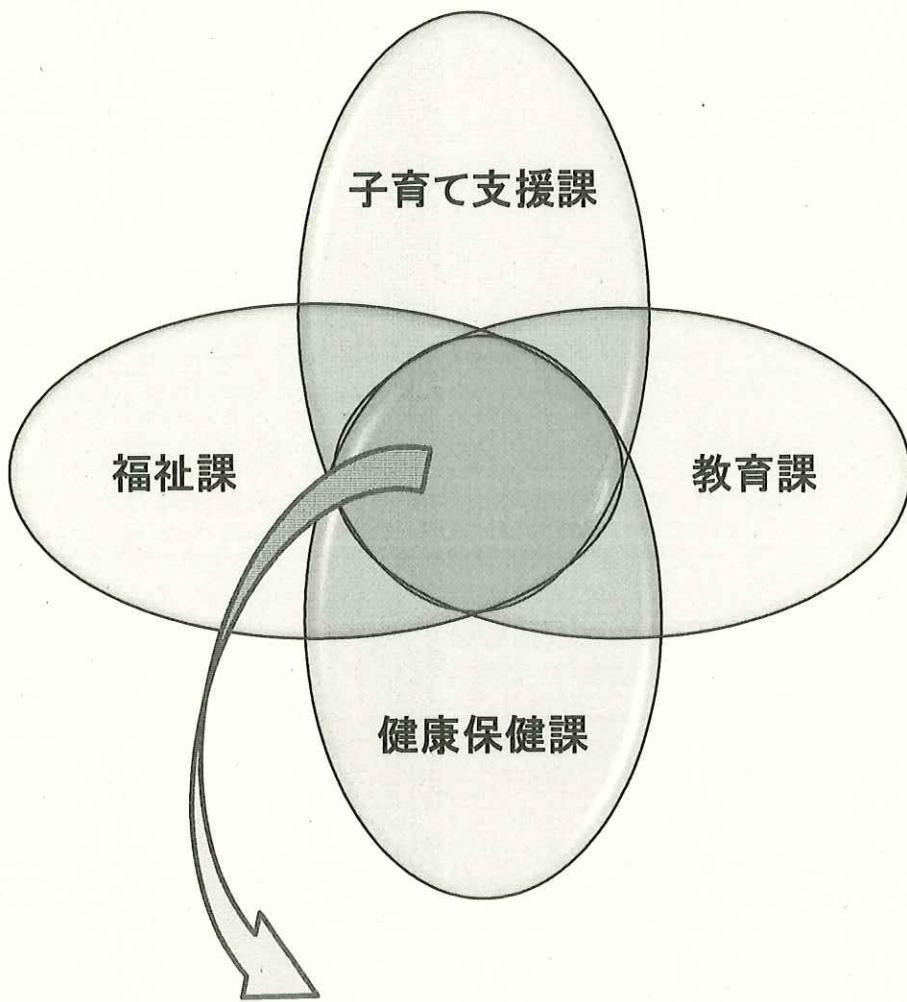
新たな組織体制において、関係課で持つ情報を一元化し、総合的マネジメントや支援の進捗管理、関係課と連携した直接的支援活動を行う。また、新たな事業・ネットワークの構築の検討を行う。

IV 人員・組織体制について

上記Ⅲの取り組みのために必要な次の人員を備えた新たな組織を位置づけ、関係課との連携を基本とした「切れ目ない支援体制」を整える。

保健師、ケースワーカー、子ども家庭支援員、教育指導主事 等

子ども家庭教育支援センター業務の連携図



子ども家庭教育支援センター

～支援を要するすべての子どもの「切れ目ない支援」の実現～

- 【主な業務】
- ① 子ども家庭教育支援全般に係る業務
 - ・実情の把握 ・情報の提供 ・相談等への対応 ・総合調整
 - ② 虐待予防・早期発見に視点を置いた支援
 - ・相談・通告の受付、調査、アセスメント、支援計画の作成、支援・指導 等
 - ・要保護児童対策地域協議会の運営
 - ③ 特定妊婦等への支援業務
 - ・若年妊婦 ・精神的に不安定な妊婦 ・予期しない妊娠 等
 - ④ 里親・養子縁組家庭への支援
 - ⑤ 「状況確認ができない児童」への対応 等

東御市「切れ目ない子育て支援」における体制・連携図

